

卸売市場条例の改変

公正な流通を
壊すもの

魚、肉、野菜、花きなど生鮮品の一大流通拠点、仙台市が開設する仙台市中央卸売市場(若林区卸町)。その業務ルールなどを定めた同市場条例が改変されようとしています。安倍政権がゴリ押しした卸売市場法の改定にあわせようとするもの。同法の改定は、これまで自治体が開設者となってきたのを民間企業も開設できるようにしました。卸売市場を、大手流通資本に明け渡そうとするものです。嵯峨サダ子議員は、公正な取引ルールと地元業者を破壊する重大な問題点を明らかにし、現条例を維持するよう訴えました。



卸売市場と公正な価格

嵯峨サダ子

卸売市場では、売り手と買い手が一堂に会し、適正な取引価格が日々、決められています。各地から農水産物を仕入れるのが卸業者。その品物を買付け、小売店に売るのが仲卸業者です。

生産者の立場で少しでも高く売ろうとする卸業者と、小売店や消費者の立場でよいものをより安く買おうとする仲卸業者が、公開のせりでのその日の入荷量と品質を自らの目で見て、価格を決めます。この関係が価格の公正を保ち、生産者と消費者の利益を守ることに繋がってきました。

卸売業者が売る相手は、市場に参加登録している仲卸業者と売買参加者に限られ、それ以外の第三者に販売することは禁止されています(第三者販売の禁止)。ところが国は、この禁止規定を法律から削除。市も条例から削除しようとしており、卸売業者が直接、大手スーパーや外食産業と取引し、できる規制緩和をしようとしています。

また、鮮度や品質など現物を見なければ適正な価格はつけられないことから、入荷物は必ず市場を通すこととされています(商物一致の原則)。この原則も削除し、大手スーパーなどが市場を通さず、産地から直接、買い占めることができるようしようとしています。

大資本による
買い占め、価格支配に道

嵯峨議員「第三者販売の禁止』『商物一致の原則』などの規定は、公正な価格形成をなす根幹だ。ところが市が主導して進める条例見直しでは、これら重要な売買取引規定を削除するという。市場関係者が容認しかねる問題がいくつもある」

郡和子市長「卸売市場は、引き続き本市が開設者となる。条例改正する必要があり、取引ルールは、現行の取り扱いを基本に検討している」

嵯峨議員「根幹をなす売買取引の規制を条例から根こそぎ削除し、そのうえで施行規則に、新たな例外規定を設け規制緩和しようとしている。

『第三者販売の禁止』については、規則のなかで、禁止ではない文言に変え、さらに『市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けた場合』を新たに例外規定として盛り込んでいる。これを入れたら、市場の流通を完全自由化する重大な規制緩和となる。大手流通資本がやりやすいようにするので



はないか」

経済局長「第三者販売禁止の例外は、新たな市場の開拓や取引秩序が保たれる場合に限る方向で検討中」

嵯峨議員「規制緩和すれば、せり取引が例外となり、公正な価格形成に役割りを果たしている仲卸の取扱量は、確実に減る。大手流通資本が物を買占め、生産者には優越的地位を利用して仕入れ価格の値下げを要求し、プライスリーダー(価格形成の主導権をにぎる企業)は大手流通資本となる。こうした条例改変は、公の施設である市場の役割を大きく後退させ、崩壊させることにつながる」

仲卸業者が排除されれば、 小売店は仕入れが困難に。 消費者にも重大な影響が…

仲卸業者は、市場のせりで卸売業者から食材を買い受け、その食材を小分けにして小売業者や飲食店などに販売しています。せりでは、生鮮食材の品質や鮮度を瞬時に見極め、それに見合った価格で買い受けます。この「目利き」という“技”に専門小売店、料理店、すし店などは依存し仕入れを行っています。市場で仲卸業者の生鮮食料品の購入が困難になれば、小売店の仕入れも困難となります。

嵯峨議員「卸売市場法の制定以来、仲卸業者の財産権、営業権は保障されてきた。仲卸業者は、品物の目利き(き)きと技が信頼され品質評価、経済効果、食文化に重要な役割りを担っている。卸売市場に目利きの機能があつて流通が成り立ってきた。まちの小売店、飲食店にとっても大切な存在だ。第三者販売を認める条例改正案をそのままやったら、仲卸業者は生業を続けることができなくなる。仲卸業界で働く人は、約900人。この人たちの生活、雇用はどうなるのかと不安の声も広がっている」

経済局長「第三者販売の禁止については、実態とし



仙台市中央卸売市場で関係者と意見交換する日本共産党仙台市議員(左は嵯峨議員、右は高村直也議員)

ては、現状のままだ」

嵯峨議員「条例改正では、せり人の登録や更新基準についても緩和する方向だ。せり人の登録は、現行の経験3年を2年にする。登録更新は、筆記試験をなくして論文だけでよしとしている。基準緩和は、せり売りをすくなくするのが狙いだ。卸売市場の活性化にも反する。基準は変更すべきではない」

経済局長「せり取引の活性化につなげていきたい」

卸売市場を まもれ!



国は、条例の改変を義務付けていない。 現行維持の自治体もある。

嵯峨議員「国は、各市場の業務条例については、何らの変更・改定も義務付けてはいない」

経済局長「各地方の市場においては、ほとんどが例外規定をもうけている。原則自由にするが、ここは制限するとか、原則制限するが、ここははずすとか」

嵯峨議員「札幌市は『第三者販売の禁止』『商物一致の原則』などの規定は改正せず、現行のままにする。京都市は『第三者販売の禁止』は維持するそうだ。仙台市でも売買取引は、現行条例を維持すべきだ」

経済局長「本市は、(取引規定を)規則に位置付け

るが、原則制限するという考え方だ」

嵯峨議員「農水省の基本方針では『卸売業者及び仲卸業者だけでなく、出荷者や売買参加者をはじめとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聞き…ルール設定を行う』としている。

市が行った市場関係者へのアンケートやヒアリングでは、条例を改正せず現状維持とするが過半数を占めている。卸売市場仲卸業者協会が市場長に意見書を提出した。そのなかでは、広く合意形成ができない場合は、条例変更はしないという態度

こそ、住民自治に基づく姿勢ではないか。『第三者販売の禁止』など重要項目については、業界のなかで条例改定の要望は高まっていない、などとしている」

藤本章副市長「公設公営でいくという大原則の上で条例を改正する。例外については規則で定めるが、例外を一定程度認めるというのは、関係者の検討をいただく中で整理されていくもの。取引ルールの激変による影響がないよう考える」